

逐条解説（抜粋版）

逐条解説文中にて略称として記載する法令等は、以下のとおりです。

権 利 条 約…障害者の権利に関する条約

障害者差別解消法…障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

バリアフリー法…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

手話施策推進法…手話に関する施策の推進に関する法律

（基本的な考え方）

第3条 共に安心して暮らせる愛ある社会づくりの基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）は、次のとおりとする。

(5) 手話を使用する者にとって手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び啓発並びに手話を使用しやすい環境の整備に取り組むこと。

【解 説】

本号は、手話施策推進法第1条の目的のうち、手話に関する施策の推進について規定するものです。

市民一人ひとりが手話は言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする方が安心して生活を送ることができる環境の整備が必要です。

[手話について]

手話は、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するもので、音声言語である日本語と同様に一つの言語です。しかし、長い間手話が言語として認められず、手話を使用する環境が整えられてこなかったことなどから、手話を必要とする方に多くの不便や不安が生じています。

そのような中で、手話が社会において徐々に知られるようになり、権利条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられ、令和7年6月に手話施策推進法が施行されたことにより、手話に関する施策を総合的に推進することと定められました。

逐条解説（抜粋版）

（施策の推進）

第9条 市長は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりのため、次に掲げる施策を推進するものとする。

（4）意思疎通を支援する者の養成

【解説】

手話その他の方法により障がいのある人の意思疎通を支援する者の養成並びに技術の向上のために必要な取組を行います。

[意思疎通を支援する者]

手話通訳、要約筆記、代読・代筆、点訳、音訳等を行う者。

（5）手話の習得及び使用並びに手話による情報の取得に関する環境の整備

【解説】

誰もが手話を学ぶことができ、日常生活及び社会生活の中で手話を自由に使用し、必要な情報を手話で得られるよう、学習機会の確保や情報提供体制の整備など、手話を使用しやすい環境づくりに努めます。

（6）手話文化の保存、継承及び発展

【解説】

手話は単にコミュニケーションの手段の一つではなく、独自の文化や歴史を持つ長年に渡り受け継がれてきたものです。手話により豊かな文化が創造されてきたことを認識し、文化芸術活動・スポーツ・レクリエーション等を通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう努めます。

[手話文化]

手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産等を指します。